

別表第1 (第10条関係)

区 分		金 額					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	全面の使用	20,580円	27,510円	48,090円	20,580円	48,090円	68,670円
	2分の1の使用	10,290円	13,760円	24,050円	10,290円	24,050円	34,340円
会議室1		7,560円	10,080円	17,640円	7,560円	17,640円	25,200円
会議室2		3,780円	5,040円	8,820円	3,780円	8,820円	12,600円
会議室3		3,780円	5,040円	8,820円	3,780円	8,820円	12,600円
会議室4		3,780円	5,040円	8,820円	3,780円	8,820円	12,600円
会議室5		1,370円	1,790円	3,150円	1,370円	3,150円	4,520円
会議室6		2,310円	3,150円	5,460円	2,310円	5,460円	7,770円
会議室7		4,200円	5,570円	9,770円	4,200円	9,770円	13,970円
会議室8		4,200円	5,570円	9,770円	4,200円	9,770円	13,970円
音楽室1		3,680円	4,940円	8,610円	3,680円	8,610円	12,290円
音楽室2		1,470円	1,890円	3,360円	1,470円	3,360円	4,830円
和室		5,990円	7,980円	13,970円	5,990円	13,970円	19,950円
練習室		1,890円	2,520円	4,410円	1,890円	4,410円	6,300円
附属設備		規則で定める額					

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合又は商業宣伝、営業その他これらに類する目的でこの表に掲げる施設及び設備を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。ただし、この表に掲げるそれぞれの使用時間の全部を専ら準備のために使用する場合は、この限りでない。
- 2 知事が必要があると認めるときは、この表に掲げるそれぞれの使用時間に加えて、その前又は後の30分に限りこの表に掲げる施設及び設備を使用することができる。この場合において、当該前又は後の30分に係る使用料の額は、規則で定める。

別表第2を次のとおり改める。
別表第2（第10条、第14条関係）

区分		金額
物産等振興施設	1日（午前10時から午後7時まで） につき	平日 58,800円
		土曜日、日曜日及び休日 88,200円

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日をいう。
- 2 この表に掲げる使用時間の前又は後の時間における物産等振興施設の使用に關し定められるべき使用料の額は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前のくまもと県民交流館条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定により管理を委託している旧条例第3条第5号の施設については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第57号

熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例

熊本県野外劇場条例（昭和62年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及び設備（以下「施設等」という。）」を削る。

第4条中「施設等」を「施設」に改める。

第6条第1項中「に100分の105を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）」を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

区 分			金 帯 使 用 額				
			時 間		そ の 他 の 使 用		
			午前 9 時 から午後 6 時まで	正 午 从 午後 10 時 まで	午前 9 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 6 時まで	午後 6 時 から午後 10 時まで
野外ステ ージ	平日	入場料を徴収し ない場合及び最 高額が 1,000 円 以下の入場料を 徴収する場合	61,690 円	75,440 円	96,020 円	1 時間につ き 9,140 円	1 時間につ き 11,450 円
		最高額が 1,000 円を超え 2,000 円以下の入場料 を徴収する場合	123,320 円	150,730 円	191,840 円	1 時間につ き 18,270 円	1 時間につ き 22,840 円
		最高額が 2,000 円を超え 3,000 円以下の入場料 を徴収する場合	185,010 円	226,170 円	287,860 円	1 時間につ き 27,410 円	1 時間につ き 34,280 円
		最高額が 3,000 円を超える入場 料を徴収する場 合	246,650 円	301,460 円	383,670 円	1 時間につ き 36,540 円	1 時間につ き 45,680 円
	土 曜 日、日 曜 日 及 休 日	入場料を徴収し ない場合及び最 高額が 1,000 円 以下の入場料を 徴収する場合	92,510 円	113,030 円	143,850 円	1 時間につ き 13,700 円	1 時間につ き 17,120 円
		最高額が 1,000 円を超え 2,000 円以下の入場料 を徴収する場合	185,010 円	226,170 円	287,860 円	1 時間につ き 27,410 円	1 時間につ き 34,280 円
		最高額が 2,000 円を超え 3,000 円以下の入場料 を徴収する場合	369,970 円	452,130 円	575,450 円	1 時間につ き 68,510 円	1 時間につ き 85,630 円
		最高額が 3,000 円を超える入場 料を徴収する場 合	616,610 円	753,690 円	959,230 円	1 時間につ き 137,030 円	1 時間につ き 171,310 円
第 1 音楽 練習室 (220 平 方メー トル)	平日	4,620 円	5,460 円	6,980 円	1 時間につ き 680 円	1 時間につ き 790 円	
	土曜日、日曜日及び休 日	6,040 円	7,190 円	9,190 円	1 時間につ き 890 円	1 時間につ き 1,050 円	
第 2 音楽 練習室 (135 平 方メー トル)及び 第 3 音楽 練習室 (110 平 方メー トル)	平日	3,200 円	3,890 円	4,940 円	1 時間につ き 470 円	1 時間につ き 580 円	
	土曜日、日曜日及び休 日	4,620 円	5,460 円	6,980 円	1 時間につ き 680 円	1 時間につ き 790 円	
楽屋	平日	2,470 円	3,100 円	3,890 円	1 時間につ き 370 円	1 時間につ き 470 円	
	土曜日、日曜日及び休 日	3,200 円	3,890 円	4,940 円	1 時間につ き 470 円	1 時間につ き 580 円	

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日をいう。
- 2 「入場料」には、会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を含むものとする。
- 3 「時間帯使用」とは、午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時までの使用をいう。
- 4 「その他の使用」とは、時間帯使用以外の使用をいう。
- 5 野外ステージを専ら練習、準備等のために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合の使用料の額とする。
- 6 この表に掲げる使用時間の前又は後の時間に施設を使用する場合の当該前又は後の時間に係る使用料の額は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第58号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イの表中「下益城郡砥用町」を「下益城郡美里町」に改める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第59号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第16条を第21条とし、第13条から第15条までを5条ずつ繰り下げる。

第12条中「告示」を「公告」に改め、同条を第17条とし、第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第11条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 保管した工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第12条 法第27条第5項に規定する条例で定める公示方法は、次に掲げるものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、都市公園内の管理事務所（管理事務所が設置されていない都市公園にあっては、当該都市公園内であって規則で定める場所）に掲示すること。

(2) 前号の規定により掲示された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示期間が満了しても、なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を県の公報又は新聞紙に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を都市公園の管理を所管する事務部局の事務所内であって規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第13条 法第27条第6項に規定する条例で定める工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第14条 法第27条第6項に規定する条例で定める工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の